

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則 の改正について

下記のとおり、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の改正を行う予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の改正について

2. 対象品目

- ・ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が九のものに限る。）（以下「NPE」という。）

3. 趣旨及び目的

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）において、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号、以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種特定化学物質として、NPEが追加される予定である。

法第35条第1項、第2項及び第6項に基づき第二種特定化学物質を製造・輸入する事業者に対して、事前の製造・輸入予定数量の届出及び事後の実績数量の届出義務を課している。今回新たに第二種特定化学物質へ指定するNPEには、構造が異なる化学物質が多数存在するため、物質を同定するための追加情報を届け出てもらう必要がある。そのため、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第40号、以下「規則」という。）で定める法第35条第1項、2項及び6項の届出に係る様式を変更する等の所要の改正を行う。

4. 公布予定

令和6年9月

5. 施行予定

令和7年4月

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質安全室

TEL 03-3501-0605

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後